



子どもの「権利」を

「地域」で守る

STOP! 児童虐待

厚生労働省の調査によると、子どもが親などから虐待を受けたとして、昨年度に全国の児童相談所が対応した件数(速報値)は、約20万5千件。過去最多を更新しました。新型コロナウイルス感染症の影響で在宅時間が増えたことで、保護者や児童のストレスが蓄積し、虐待のリスクが高まったことが要因の一つといわれています。児童虐待を早期に発見し、子どもたちを守るためには、地域の皆さんの「気付き」が重要です。地域全体で子どもを見守りましょう。

児童虐待の4つの種類

「しつけ」だと思っけていても、子どもの心身を傷付け、健やかな成長や人格形成に影響を与える行為は児童虐待です

心理的虐待

「生まなければよかった」「死んでしまえ」などの暴言や脅迫、無視やきょうだい間での差別、子どもの目の前で家族に暴力をふるうなど

性的虐待

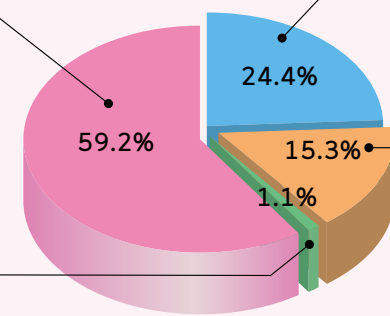
わいせつな行為の強要、わいせつな行為を見せるなど

身体的虐待

殴る、蹴る、首を絞める、体を激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど

保護の怠慢・拒否(ネグレクト)

食事を与えない、ひどく不潔にする、家や車中に放置する、病気やけがをしても病院に連れて行かないなど
※子どもが虐待を受けているのに、養育者が見て見ぬふりをする事も含まれます



「令和2年度 虐待相談の種類別割合」
出典：厚生労働省

虐待かな？と思ったら迷わず連絡をお願いします

虐待かどうかの判断は必要ありません。通告・相談は匿名で行うこともでき、その内容に関する秘密は守られます

児童相談所全国共通ダイヤル



☎ 24時間つながります

通報メール

市公式ホームページのメールフォームから通報ができます。

※緊急の場合は電話でご連絡ください



その他の相談窓口

- ・所沢児童相談所 ☎ **2992-4152**
- ・狭山警察署 ☎ **2953-0110**
(緊急は110番)
- ・市役所こども支援課 内線 **1537**